

# 伊 勢 市 公 報

第 231 号  
平成 27 年 6 月 22 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則	4
<b>告 示</b>	
○ 平成 27 年度国民健康保険料率について	7
○ 平成 27 年度補正予算の要領について	11
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 伊勢市議会定例会の招集について	19
○ 平成 26 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	20
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	43
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	44
<b>公 告</b>	
○ 市営住宅の入居者の募集について	45
○ 農用地利用集積計画について	50
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	51
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	52
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	53
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	54
○ 公示送達	55
○ 犬の抑留について	56
<b>公 表</b>	
○ 平成 26 年度定期監査等結果に対する措置状況について	57
○ 伊勢市情報公開制度の実施状況の公表について	68
○ 伊勢市個人情報保護制度の実施状況の公表について	71

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 6 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 29 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 139 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号を次のように改める。

(4) 独立行政法人労働者健康安全機構

様式第 2 号中 「

最高の高さ (15m以下)	m	m	m
------------------	---	---	---

 を

「

最高の高さ (15m以下)	m	m	
------------------	---	---	--

 に、「つける」を「付

ける」に、「つけた」を「付けた」に、「わかるもの」を「分かるもの」に、「つけ、」を「付け、」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則をここに公布する。

平成27年6月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 30 号

空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則  
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 9 条第 2 項の規定による立入調査をする者の携帯する身分を示す証明書は、別記様式による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(表面)

		第 号
立入調査員証		(写真)
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行 ( 年 月 日まで有効)		
伊勢市長		印

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 9 条 （略）

- 2 市町村長は、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

## 伊勢市告示第70号

平成27年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号並びに同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成27年6月1日

伊勢市長 鈴木 健一

### 1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割     | $\frac{5.44}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 19,040円            |
| (3) 世帯別平等割  |                    |
| 特定世帯以外の世帯   | 14,240円            |
| 特定世帯        | 7,120円             |
| 特定継続世帯      | 10,680円            |

### 2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| (1) 所得割     | $\frac{3.04}{100}$ |
| (2) 被保険者均等割 | 9,830円             |
| (3) 世帯別平等割  |                    |

特定世帯以外の世帯	7,360円
特定世帯	3,680円
特定継続世帯	5,520円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.88}{100}$
(2) 被保険者均等割	11,680円
(3) 世帯別平等割	6,130円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	13,328円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	9,968円
特定世帯	4,984円
特定継続世帯	7,476円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	9,520円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	7,120円
特定世帯	3,560円
特定継続世帯	5,340円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	3,808円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	2,848円
特定世帯	1,424円
特定継続世帯	2,136円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア



及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	6,881円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	5,152円
	特定世帯	2,576円
	特定継続世帯	3,864円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	4,915円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	3,680円
	特定世帯	1,840円
	特定継続世帯	2,760円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	1,966円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
	特定世帯以外の世帯	1,472円
	特定世帯	736円
	特定継続世帯	1,104円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア

及びイの額

ア	被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	8,176円
イ	世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	4,291円

11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 5,840円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 3,065円

12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア

及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,336円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,226円

伊勢市告示第 71 号

平成 27 年 5 月 22 日開議の市議会臨時会で議決を経た平成 27 年度補正  
予算の要領は、次のとおりです。

平成 27 年 6 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成27年度 伊勢市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度 伊勢市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、16,575千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、50,758,071千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,760,154	11,050	6,771,204
	1 国庫負担金	4,902,781	11,050	4,913,831
16 県支出金		2,860,643	5,525	2,866,168
	1 県負担金	1,701,403	5,525	1,706,928
歳入合計		50,741,496	16,575	50,758,071

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,455,440	22,102	17,477,542
	2 老人福祉費	3,855,374	22,102	3,877,476
15 予備費		50,000	△5,527	44,473
	1 予備費	50,000	△5,527	44,473
歳出合計		50,741,496	16,575	50,758,071

## 平成 27 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 12,737,959 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,573,728	△22,102	2,551,626
	1 介護保険料	2,573,728	△22,102	2,551,626
6 繰入金		2,025,872	22,102	2,047,974
	1 一般会計繰入金	1,858,369	22,102	1,880,471
歳入合計		12,737,959	0	12,737,959

伊勢市告示第 72 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 樋 口 信 雄

伊勢市津村町 728 番地 19

変更後 世 古 昌 也

伊勢市津村町 587 番地



## 伊勢市告示第 73 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、中島旭町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 区域

#### 変更前

本会の区域は、伊勢市中島 2 丁目 1 番 5 号から 8 号まで、4 番の街区、5 番 3 号から 23 号まで、6 番の街区、7 番の街区、8 番 2 号から 11 号まで、18 番 5 号、19 番 1 号、20 番 16 号から 19 号まで、21 番 24 号から 28 号までの区域とする。

#### 変更後

本会の区域は、伊勢市中島 2 丁目 1 番 5 号から 8 号まで、1 番 10 号、3 番 3 号、4 番の街区、5 番 3 号から 23 号まで、6 番の街区、7 番の街区、8 番 2 号から 11 号まで、18 番 5 号、19 番 1 号、20 番 16 号から 19 号まで、及び 21 番 24 号から 28 号までの区域とする。

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
宮町自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 27 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 島 紀 生

伊勢市宮町 2 丁目 4 番 5 号

変更後 横 橋 良 一

伊勢市宮町 1 丁目 9 番 15 号

伊勢市告示第 75 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 27 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 27 年 6 月 22 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 76 号

平成 26 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び  
認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に  
より、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの伊勢市病院事業、  
水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を  
次のとおり公表します。

平成 27 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成 26 年度下半期伊勢市病院事業の業務状況

### 1. 事業の概況

今期は、消化器外科及び緩和ケア内科の開設（8 月）など、医療体制を充実し、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めてまいりました。

業務の状況につきましては、延べ入院患者数 34,885 人（1 日平均 192 人）、延べ外来患者数 60,928 人（1 日平均 512 人）、健診者数 6,839 人（1 日平均 49 人）となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、727 人の減少となり、外来患者数におきましても、513 人の減少、健診者数におきましては、396 人の増加となりました。

事業収支におきましては、収入として、一般会計負担金 550,313 千円、一般会計補助金 363,179 千円を含み、事業収益 6,013,539 千円となり、支出におきましては、その他特別損失として引当金を計上するなど、総支出額 8,028,008 千円となり、収支差引 2,014,469 千円の単年度純損失を生ずる結果となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入として、一般会計負担金 74,890 千円、企業債 258,700 千円、寄附金 6,125 千円、基金繰入金 60,000 千円、出資金 40,600 千円と投資償還金 1,540 千円の計 441,855 千円に対し、支出では資産購入費 232,058 千円、新病院建設事業費 196,082 千円、企業債償還金 63,512 千円、投資 60,500 千円、基金積立金 65,288 千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、統合型臨床情報システム（29,700 千円）、心臓超音波診断装置（29,074 千円）、一般 X 線撮影間接変換 F P D 装置（23,760 千円）等の導入並びにその他更新整備を図り、また、新病院建設事業費の主なものとして、建設用地の取得（162,660 千円）、投資の主なものとして、医師奨学金（39,600 千円）、看護師奨学金（20,400 千円）となりました。

資本的総支出額といたしましては、617,440 千円となり、収支差引 175,585 千円の不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

以上が主な概況であります。法改正による会計基準の見直しに伴い、当年度発生した利益剰余金 36 億 5 千余万円を含め、なお、当年度未処理欠損金が 21 億余万円（前年度末未処理欠損金 37 億 4 千余万円）を有しておりますので、医師や看護師の確保に努め、医療体制の充実に引き続き取り組むとともに、健全で効率的な経営を行い、安全で安心していただける医療を提供していくよう努めてまいります。

## 2. 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術 職 員	看 護 (准) 師	事務職員	その他の 職 員	嘱 託	計
26. 9. 30	41	72 (1)	190	34	9	90	437
27. 3. 31	41	71 (1)	188	34	9	92	436

\*医師数に事業管理者を含む。

\* ( ) は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

### 3. 経理の状況

平成26年 4月 1日から

平成27年 3月31日まで

#### (1) 平成26年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	5,886,892,000	6,045,430,822	△158,538,822	102.7	
医業収益	4,521,557,000	4,623,098,645	△101,541,645	102.2	
健診収益	284,414,000	293,253,456	△8,839,456	103.1	
医業外収益	1,065,066,000	1,077,559,223	△12,493,223	101.2	
特別利益	15,855,000	51,519,498	△35,664,498	324.9	
(収益的支出)					
病院事業費用	8,053,397,000	7,981,656,113	71,740,887	99.1	
医業費用	5,584,610,000	5,542,732,728	41,877,272	99.3	
健診費用	159,150,000	153,052,693	6,097,307	96.2	
医業外費用	95,820,000	73,154,564	22,665,436	76.3	
特別損失	2,212,817,000	2,212,716,128	100,872	100.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	443,027,000	441,855,500	1,171,500	99.7	
他会計負担金	74,890,000	74,890,000	0	100.0	
企業債	262,000,000	258,700,000	3,300,000	98.7	
寄附金	4,687,000	6,125,500	△1,438,500	130.7	
基金繰入金	60,600,000	60,000,000	600,000	99.0	
出資金	40,600,000	40,600,000	0	100.0	
投資償還金	250,000	1,540,000	△1,290,000	616.0	
(資本的支出)					
資本的支出	627,947,000	617,440,229	10,506,771	98.3	
建設改良費	436,047,000	428,140,670	7,906,330	98.2	
企業債償還金	63,512,000	63,511,559	441	100.0	
投資	63,100,000	60,500,000	2,600,000	95.9	
基金積立金	65,288,000	65,288,000	0	100.0	

平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで

(2) 平成26年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	8,028,008,344	病院事業収益	6,013,539,531
医業費用	5,473,813,601	医業収益	4,614,676,985
給与費	3,402,628,318	入院収益	3,000,292,336
材料費	965,643,773	外来収益	1,471,335,636
経費	817,116,532	他会計負担金	49,870,000
減価償却費	237,091,519	その他医業収益	93,179,013
資産減耗費	22,494,118	健診収益	271,539,488
研究研修費	28,839,341	健診収益	271,539,488
健診費用	150,991,973	医業外収益	1,075,803,560
給与費	111,685,647	他会計補助金	367,334,840
材料費	5,815,202	他会計負担金	500,443,000
経費	24,938,704	県補助金	3,274,000
減価償却費	8,552,420	国庫補助金	3,480,000
医業外費用	190,486,642	負担金交付金	3,000,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	12,784,743	長期前受金戻入	135,183,988
雑損失 (消費税雑損失)	156,861,381	その他医業外収益	63,087,732
負担金	20,212,718	特別利益	51,519,498
医業外雑費	627,800	その他特別利益	51,519,498
特別損失	2,212,716,128		
その他特別損失	2,212,716,128	当期純損失	2,014,468,813
合 計	8,028,008,344	合 計	8,028,008,344



平成27年 3月31日

## (3) 平成26年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,608,516,208	固定負債	2,628,844,961
有形固定資産	3,457,502,690	企業債	795,161,098
土地	1,287,613,085	建設改良等企業債	795,161,098
建物	5,383,027,338	引当金	1,833,683,863
構築物	296,438,161	退職給付引当金	1,833,683,863
器械備品	3,606,702,225	流動負債	1,271,571,740
車両	5,217,388	一時借入金	350,000,000
リース資産	25,532,308	企業債	138,744,480
建設仮勘定	66,504,148	建設改良等企業債	138,744,480
減価償却累計額	△7,213,531,963	リース債務	11,877,034
無形固定資産	3,562,685	未払金	569,287,495
電話加入権	3,562,685	医業未払金	419,586,405
投資その他の資産	126,010,000	未払消費税	15,030,300
長期貸付金	126,010,000	その他未払金	134,670,790
基金	21,440,833	引当金	200,499,000
基金	21,440,833	賞与引当金	168,855,000
流動資産	1,140,607,568	法定福利費引当金	31,644,000
現金預金	125,497,982	その他流動負債	1,163,731
現金	585,000	預り金	163,731
預金	124,912,982	預り保証金	1,000,000
未収金	997,272,317	繰延収益	856,599,822
医業未収金	956,288,476	長期前受金	4,331,455,811
医業外未収金	42,783,841	長期前受金収益化累計額	△3,474,855,989
貸倒引当金	△1,800,000	資本金	560,218,431
貯蔵品	17,837,269	剰余金	△568,111,178
薬品	12,140,924	資本剰余金	1,540,119,896
診療材料	5,696,345	受贈財産評価額	145,301,565
		国庫補助金	46,876,000
		他会計補助金	571,419,568
		工事負担金	53,395,358
		寄附金	94,743,500
		補助金	2,008,000
		他会計負担金	626,375,905
		欠損金	2,108,231,074
		当年度未処理欠損金	2,108,231,074
合 計	4,749,123,776	合 計	4,749,123,776

#### 4. 平成 27 年度予算の概要と事業の経営方針

平成 27 年度の病院事業は、医師、看護師不足等の課題に加え、老朽化した医療機器等の更新や新病院建設に対しての多額な財政需要も見込まれる等、今後も病院経営はより一層の厳しさを増すことが予測されます。このため、今年度におきましても、引き続き、医師、看護師の確保を図るとともに、医療提供体制及び経営基盤の強化、良質かつ高度の医療を提供し、地域医療の確保へ全力で取り組みます。

事業運営は、業務予定量として、入院患者数を 1 日 207 人で年間延べ 75,762 人、外来患者数を 1 日 495 人で年間延べ 120,285 人、健診者数を 1 日 45 人で年間延べ 13,236 人を予定し、収益的収入では、医業収益 4,949,287 千円、健診収益 285,009 千円、一般会計補助金 285,610 千円、一般会計負担金 519,706 千円と長期前受金戻入 103,073 千円等を合わせた合計 6,176,900 千円を、また、収益的支出では、医業費用 5,894,351 千円、健診費用 162,807 千円と医業外費用 89,859 千円等を合わせた合計 6,148,117 千円を予定しました。

一方、資本的収入では、一般会計負担金 91,817 千円、企業債 404,200 千円、寄附金 3,000 千円、出資金 101,300 千円と基金繰入金 60,600 千円を合わせた合計 660,917 千円を、また、資本的支出では、医療機器の更新や新病院建設として建設改良費 659,212 千円、企業債償還金 138,745 千円、医師及び看護師奨学金として投資 60,600 千円と基金積立金 63,600 千円を合わせた合計 922,157 千円を予定しました。

# 平成26年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施しました。

また、主要施設の耐震化を図るため、引き続き宮川水管橋耐震補強工事を実施するとともに、勢田配水池に耐震性の配水池を増設しました。施設の維持管理においては、楠部配水池の内面改修工事を行い長寿命化を図るとともに、水源地等の運転状況を包括的に把握するため、中須水源地の中央監視装置を更新しました。

経営面においては、南勢志摩水道用水供給事業の料金が改定となったことを受け、平成27年6月から水道料金を平均3%値下げとする条例改正を行いました。

事業運営面では、給水戸数は55,728戸で前年度より70戸増加し、有収率は88.4%で前年度に比し0.2ポイントの増加となりました。また、年間配水量は16,971,532m<sup>3</sup>で前年度に比し2.9%の減少となり、有収水量は14,995,803m<sup>3</sup>で前年度に比し2.7%の減少となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き収入額2,807,420,429円、支出額2,377,180,803円の執行となり、430,239,626円の純利益を生じ、法改正による会計基準の見直しに伴い発生した3,830,204,989円及び基金の目的使用により発生した413,753,575円の利益剰余金を含め、当年度未処分利益剰余金は4,674,198,190円となりました。

一方、資本的収支においては、収入額440,410,894円、支出額1,826,482,685円の執行となり、建設改良費繰越財源453,600円を除くと、1,386,525,391円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において167,603,000円、支出において556,517,000円を翌年度に繰り越しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後、人口減少等による有収水量の減少が見込まれる状況下で、企業債償還金等の諸経費、さらには施設の整備更新に伴う費用の増大などにより、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、さらに経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、安心・安全な給水サービスの向上に取り組んでいきます。

## 2 給水状況

### (1) 給水戸数と給水人口

区 分		H26. 3. 31	H27. 3. 31	増 減	前年比 (%)
上水道	給水戸数	55,599戸	55,670戸	71戸	100.1
	給水人口	130,412人	129,448人	△964人	99.3
簡易水道	給水戸数	59戸	58戸	△1戸	98.3
	給水人口	89人	92人	3人	103.4

### (2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
上水道	2,677,141	2,598,023	97.0
簡易水道	1,299	1,262	97.2

## (3) 配水量と有収水量

(単位 m<sup>3</sup>)

区 分		平成25年度	平成26年度	増 減	前年比 (%)
上水道	配水量	17,467,792	16,961,391	△ 506,401	97.1
	有収水量	15,399,989	14,988,703	△ 411,286	97.3
	有収率 (%)	88.2	88.4	0.2	—
簡易水道	配水量	10,318	10,141	△ 177	98.3
	有収水量	7,212	7,100	△ 112	98.4
	有収率 (%)	69.9	70.0	0.1	—

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H26.9.30	18	19	5	42
H27.3.31	18	19	5	42

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成26年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成26年4月 1日 から 平成27年3月31日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
水道事業収益	2,979,988,000	2,997,827,875	△ 17,839,875	100.6
営業収益	2,691,024,000	2,706,817,288	△ 15,793,288	100.6
営業外収益	286,821,000	287,313,266	△ 492,266	100.2
簡易水道収益	2,143,000	2,244,059	△ 101,059	104.7
特別利益	0	1,453,262	△ 1,453,262	—
水道事業費用	2,630,670,000	2,465,073,463	165,596,537	93.7
営業費用	2,328,434,000	2,205,662,821	122,771,179	94.7
営業外費用	183,179,000	152,010,795	31,168,205	83.0
簡易水道費用	6,129,000	4,529,332	1,599,668	73.9
特別損失	102,928,000	102,870,515	57,485	99.9
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	637,478,000	440,410,894	197,067,106	69.1
企業債	277,300,000	197,200,000	80,100,000	71.1
負担金	239,078,000	160,794,894	78,283,106	67.3
出資金	118,200,000	81,400,000	36,800,000	68.9
固定資産売却代金	1,884,000	0	1,884,000	0.0
寄附金その他の収入	1,016,000	1,016,000	0	100.0
資本的支出	2,702,398,000	1,826,482,685	875,915,315	67.6
建設改良費	2,394,234,000	1,518,319,227	875,914,773	63.4
償還金	307,870,000	307,869,458	542	100.0
諸支出金	294,000	294,000	0	100.0

(単位 円)

(2) 平成26年度伊勢市水道事業損益計算書		平成26年4月 1日 から 平成27年3月31日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	2,377,180,803	水道事業収益	2,807,420,429
営業費用	2,111,942,366	営業収益	2,519,529,003
原水費	886,483,804	給水収益	2,490,166,673
配水及び給水費	298,610,714	受託工事収益	2,090,000
受託工事費	9,198,881	その他営業収益	27,272,330
総係費	177,458,951	営業外収益	284,284,877
減価償却費	692,076,881	受取利息及び配当金	1,707,200
資産減耗費	48,113,135	長期前受金戻入	228,240,444
営業外費用	157,999,516	雑収益	17,066,508
支払利息及び 企業債取扱諸費	127,430,646	朝熊山分担金	6,336,725
雑支出	19,033,347	加入金	30,934,000
朝熊山雑支出	11,535,523	簡易水道収益	2,153,287
簡易水道費用	4,368,406	給水収益	1,208,179
簡易水道費	4,368,406	長期前受金戻入	772,628
特別損失	102,870,515	雑収益	172,480
固定資産売却損	523,000	特別利益	1,453,262
その他特別損失	102,347,515	その他特別利益	1,453,262
当期純利益	430,239,626		
合計	2,807,420,429	合計	2,807,420,429

(単位 円)

(3) 平成26年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成27年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	21,722,881,212	固 定 負 債	5,646,968,688
有 形 固 定 資 産	21,498,369,971	企 業 債	5,142,721,373
土 地	1,350,402,837	建 設 改 良 等 企 業 債	5,142,721,373
建 物	770,897,993	引 当 金	504,247,315
減 価 償 却 累 計 額	△ 442,927,928	退 職 給 付 引 当 金	305,523,315
構 築 物	30,816,578,638	特 別 修 繕 引 当 金	198,724,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 12,234,408,897	流 動 負 債	653,513,612
機 械 及 び 装 置	3,003,493,796	企 業 債	316,719,178
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,196,234,744	建 設 改 良 等 企 業 債	316,719,178
車 両 運 搬 具	45,471,402	未 払 金	314,731,173
減 価 償 却 累 計 額	△ 21,610,881	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	569,467
工 具、器 具 及 び 備 品	47,923,174	営 業 未 払 金	130,305,947
減 価 償 却 累 計 額	△ 33,857,448	営 業 外 未 払 金	35,695
建 設 仮 勘 定	392,642,029	そ の 他 未 払 金	183,820,064
無 形 固 定 資 産	126,477,995	前 受 金	8,594
施 設 利 用 権	101,580,424	営 業 前 受 金	8,594
ソ フ ト ウ ェ ア	24,897,571	預 り 金	1,235,503
投 資 そ の 他 の 資 産	98,033,246	預 り 金	1,235,503
投 資 有 価 証 券	98,033,246	引 当 金	20,819,164
流 動 資 産	3,484,743,465	賞 与 引 当 金	17,677,390
現 金 預 金	3,242,023,775	法 定 福 利 費 引 当 金	3,141,774
現 金	60,000	繰 延 収 益	5,310,972,435
預 金	3,241,963,775	長 期 前 受 金	10,225,128,916
未 収 金	269,087,148	長 期 前 受 金	10,225,128,916
営 業 未 収 金	207,306,598	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 4,914,156,481
営 業 外 未 収 金	12,496,240	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 4,914,156,481
そ の 他 未 収 金	49,284,310	資 本 金	8,584,510,879
未 収 金 貸 倒 引 当 金	△ 63,386,763	自 己 資 本 金	8,584,510,879
未 収 金 貸 倒 引 当 金	△ 63,386,763	固 有 資 本 金	33,622,511
貯 蔵 品	37,019,305	繰 入 資 本 金	1,337,970,100
原 材 料	37,019,305	組 入 資 本 金	7,212,918,268
		剰 余 金	5,011,659,063
		資 本 剰 余 金	337,460,873
		受 贈 財 産 評 価 額	137,985,425
		負 担 金	154,050,846
		補 助 金	36,401,883
		そ の 他 資 本 剰 余 金	9,022,719
		利 益 剰 余 金	4,674,198,190
		当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	4,674,198,190
合 計	25,207,624,677	合 計	25,207,624,677

## 5 平成27年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の布設替工事、増口径管敷設替工事、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、配水池の更新工事等を主なものとして予定しました。

事業運営面では、給水戸数55,766戸を予定し、年間総給水量においては16,753千 $\text{m}^3$ を予定しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込額で、水道料金等の営業収益2,610,833千円、営業外収益272,975千円、簡易水道収益2,201千円を合わせた水道事業収益2,886,009千円に対しまして、営業費用2,326,338千円、営業外費用162,133千円、簡易水道費用6,505千円、予備費10,000千円を合わせて水道事業費用2,504,976千円を見込み、その結果、差引消費税を除きますと、319,575千円の純利益が生じる見込みです。

一方、資本的収支におきましては、収入491,765千円、支出2,114,276千円となり1,622,511千円の不足額が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、節水型社会が続くなか、老朽配水本管並びに老朽施設の耐震化や更新、公共関連工事に伴う布設替等不可欠な事業を抱え、事業財政は厳しい状況ではありますが、安全でおいしい水の安定供給、健全な事業の継続、環境に配慮した事業運営に取り組んでいきます。

# 平成26年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成22年度から着手した流域関連公共下水道事業の第3期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行うとともに、平成32年度までの第4期事業に着手しました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道事業では管渠布設及び公共汚水ますの設置工事を行いました。

雨水対策事業としては、ポンプ場の建設を行うとともに、ポンプ等の長寿命化を図るため機械・電気設備の更新工事を行いました。

維持管理業務においては、汚水処理場や雨水ポンプ場の適正管理を行うとともに、供用区域の水洗化に向けた地元説明会の開催や戸別訪問等による普及啓発に努めました。また、経営面では農業集落排水事業について、汚水処理の一元化と経営の効率化を図るため本年度から下水道事業会計に統合しました。

### イ 普及状況について

平成26年度末における処理区域面積は1,580.9ha、処理区域内人口は62,068人で平成25年度末に比べそれぞれ、123.6ha、4,195人増加し、普及率は47.6%になりました。一方、水洗化人口は48,183人で平成25年度末に比して4,978人増加し、水洗化率は77.6%となりました。

### ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成26年度における業務量は、有収水量5,783,134<sup>m</sup>、処理水量5,473,683<sup>m</sup>となり、平成25年度末に比べそれぞれ、389,609<sup>m</sup>、41,363<sup>m</sup>増加しました。

本年度の収益的収支は、消費税を除き収入額3,834,503,660円、支出額3,784,357,739円の執行となり、50,145,921円の純利益を生じ、68,045,002円の繰越欠損金を差し引き、法改正による会計基準の見直しに伴い発生した利益剰余金1,449,546,819円を含め、当年度末処分利益剰余金は1,431,647,738円となりました。

一方、資本的収支においては、収入額2,951,679,951円、支出額4,043,019,372円の執行となり、建設改良費繰越財源17,676,209円を除くと、1,109,015,630円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収入において1,372,580,000円、資本的支出において1,655,306,000円を翌年度に繰り越しました。

### ハ 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備を進めました。

汚水整備事業としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を16,087m、マンホールポンプを3箇所整備・更新しました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域では下水管渠を76m整備しました。汚水管渠布設延長は、寄付を受けた375mと農業集落排水事業から流域関連公共下水道事業へ統合した13,958mを含め合計で385,545mとなりました。

雨水整備事業としては、桜橋第2ポンプ場の機械・電気設備設置工事を実施し、ポンプ等の長寿命化を図るため吹上ポンプ場の機械・電気設備の更新工事を実施しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後も汚水処理・雨水対策事業ともに供用及び稼働区域においては適正な維持管理に努めていきます。また、汚水処理整備を行っている区域においては、計画に基づき供用区域の拡大を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質改善に取り組み、雨水対策事業ではポンプ場の整備等を進め、浸水被害対策に取り組んでいきます。



## 2 下水道普及率

行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
130,338	62,067	47.6%

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H26.9.30	28	5	6	39
H27.3.31	28	5	6	39

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成26年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで		
区分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	4,031,745,000	3,982,469,295	49,275,705	98.8
営業収益	1,154,105,000	1,159,632,539	△ 5,527,539	100.5
営業外収益	2,858,874,000	2,804,070,756	54,803,244	98.1
特別利益	18,766,000	18,766,000	0	100.0
下水道事業費用	3,904,071,000	3,826,608,332	77,462,668	98.0
営業費用	2,998,324,000	2,924,095,257	74,228,743	97.5
営業外費用	602,112,000	601,880,019	231,981	100.0
特別損失	300,635,000	300,633,056	1,944	100.0
予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	4,358,303,000	2,951,679,951	1,406,623,049	67.7
企業債	2,283,000,000	1,461,800,000	821,200,000	64.0
負担金	290,123,000	287,136,034	2,986,966	99.0
国庫補助金	1,785,180,000	1,202,688,000	582,492,000	67.4
寄附金その他の収入	0	55,917	△ 55,917	—
資本的支出	5,889,017,000	4,043,019,372	1,845,997,628	68.7
建設改良費	4,818,865,000	2,976,308,372	1,842,556,628	61.8
企業債償還金	1,066,802,000	1,066,691,700	110,300	100.0
受益者負担金返還金	550,000	0	550,000	0.0
諸支出金	2,800,000	19,300	2,780,700	0.7

(単位 円)

(2)平成26年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成 26年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日 まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	3,784,357,739	下水道事業収益	3,834,503,660
営業費用	2,868,285,952	営業収益	1,091,924,140
汚水管渠費	37,397,178	下水道使用料	901,071,425
雨水管渠費	2,484,954	他会計負担金	190,201,000
流域下水道 維持管理負担金	486,010,071	その他営業収益	651,715
ポンプ場費	49,373,595	営業外収益	2,723,813,520
処理場費	66,767,442	受取利息及び配当金	749,300
普及促進費	55,714,635	他会計負担金	723,696,000
業務費	90,725,253	他会計補助金	933,623,000
総係費	70,595,200	国庫補助金	112,000
汚水減価償却費	1,176,048,161	県補助金	28,441,000
雨水減価償却費	413,554,115	長期前受金戻入	1,035,851,060
資産減耗費	419,615,348	雑収益	1,341,160
営業外費用	615,704,218	特別利益	18,766,000
支払利息及び 企業債取扱諸費	595,781,496	その他特別利益	18,766,000
雑支出	19,922,722		
特別損失	300,367,569		
過年度損益修正損	218,184,276		
その他特別損失	82,183,293		
当期純利益	50,145,921		
合計	3,834,503,660	合計	3,834,503,660

(単位 円)

(3)平成26年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成27年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	62,834,162,625	固 定 負 債	29,997,929,758
汚 水 有 形 固 定 資 産	43,464,526,715	企 業 債	29,915,869,823
土 地	361,304,461	建 設 改 良 等 企 業 債	29,915,869,823
立 木	3,119,863	引 当 金	82,059,935
建 物	1,148,687,505	退 職 給 付 引 当 金	82,059,935
減 価 償 却 累 計 額	△ 430,715,889	流 動 負 債	1,974,241,513
構 築 物	47,461,667,988	企 業 債	1,136,581,354
減 価 償 却 累 計 額	△ 6,837,713,103	建 設 改 良 等 企 業 債	1,136,581,354
機 械 及 び 装 置	3,399,851,028	未 払 金	819,016,037
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,064,598,812	営 業 未 払 金	179,402,579
車 両 運 搬 具	5,653,751	そ の 他 未 払 金	639,613,458
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,095,409	前 受 金	6,480
工 具、器 具 及 び 備 品	24,450,188	営 業 前 受 金	6,480
減 価 償 却 累 計 額	△ 21,109,517	預 り 金	1,035,997
建 設 仮 勘 定	417,024,661	預 り 金	1,035,997
雨 水 有 形 固 定 資 産	11,430,612,217	引 当 金	17,601,645
土 地	1,026,091,801	賞 与 引 当 金	14,962,974
建 物	2,706,294,049	法 定 福 利 費 引 当 金	2,638,671
減 価 償 却 累 計 額	△ 455,748,871	繰 延 収 益	26,516,764,065
構 築 物	6,073,086,674	長 期 前 受 金	33,561,034,287
減 価 償 却 累 計 額	△ 938,136,675	長 期 前 受 金	33,561,034,287
機 械 及 び 装 置	4,017,375,754	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 7,044,270,222
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,535,341,920	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 7,044,270,222
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	資 本 金	5,303,267,247
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,792,372	自 己 資 本 金	5,303,267,247
建 設 仮 勘 定	535,011,928	固 有 資 本 金	5,302,967,247
汚 水 無 形 固 定 資 産	7,888,969,118	組 入 資 本 金	300,000
流 域 下 水 道 施 設 利 用 権	7,882,599,312	剰 余 金	2,197,570,646
電 話 加 入 権	75,000	資 本 剰 余 金	765,922,908
ソ フ ト ウ ェ ア	6,294,806	受 贈 財 産 評 価 額	137,659,520
投 資 そ の 他 の 資 産	50,054,575	他 会 計 負 担 金	282,198,153
投 資 有 価 証 券	50,054,575	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
流 動 資 産	3,155,610,604	補 助 金	216,649,080
現 金 預 金	2,824,741,547	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
現 金	100,000	利 益 剰 余 金	1,431,647,738
預 金	2,824,641,547	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	1,431,647,738

未収金	342,027,022		
営業未収金	189,745,926		
営業外未収金	109,447,179		
その他未収金	42,833,917		
未収金貸倒引当金	△ 11,157,965		
未収金貸倒引当金	△ 11,157,965		
合計	65,989,773,229	合計	65,989,773,229

## 5 平成27年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、現在の下水道への接続実績と流域関連公共下水道の供用区域拡大に伴う新規接続見込みを勘案し、排水戸数を21,076戸、年間総排水量を6,092千 $m^3$ 、一日平均排水量を16,691 $m^3$ と予定しました。

主な建設改良事業としましては、汚水管渠敷設事業、処理場更新事業、雨水管渠更新事業、ポンプ場築造事業及びポンプ場更新事業を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込額で、収入については下水道使用料等の営業収益1,223,259千円、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入等の営業外収益2,280,457千円を合わせて下水道事業収益3,503,716千円を予定しています。支出については、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用2,668,958千円、企業債利息等の営業外費用621,769千円、予備費3,000千円を合わせて下水道事業費用3,293,727千円を予定しています。その結果、差引き消費税を除きますと109,546千円の純利益が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については流域関連公共下水道事業費に伴う企業債1,489,300千円、他会計負担金及び受益者負担金等として負担金388,939千円、国庫補助金1,033,500千円、固定資産売却代金50,000千円を合わせて資本的収入2,961,739千円を予定しています。支出については、年次計画に基づく流域関連公共下水道整備区域の汚水管渠整備、雨水管渠及びポンプ場の整備や更新、流域下水道建設負担金等建設改良費3,059,492千円、企業債償還金1,136,583千円、受益者負担金返還金550千円及び諸支出金2,800千円を合わせて資本的支出4,199,425千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,237,686千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え事業財政は厳しい状況ではありますが、下水道への接続率の向上及び下水道使用料の増収を図りながら更なる経費節減を行い効率的な事業運営に努め、市民サービスの向上、住環境の改善、公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。

平成 26 年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計  
下半期業務状況

事業の概要

○総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成 26 年度の入居者延人員は 8 名でした。

また、平成 27 年 3 月 31 日をもって事業を廃止しました。

○経理の状況

収益的収支は、収入が 15,409,100 円、費用は 22,419,948 円となりました。

収益の内訳は、営業収益として 7,646,505 円、営業外収益として 7,762,595 円です。

費用の内訳は、営業費用として 22,419,102 円、営業外費用として 846 円です。

○下半期の営業内容（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	グループホーム事業		
	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減
延入居者数	9	8	△1
退居者数	1	8	7

平成26年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	37,931,000	△ 22,522,000	0	15,409,000	15,409,100	100	
第1項 営業収益	34,721,000	△ 27,433,000	0	7,288,000	7,646,505	358,505	
第2項 営業外収益	3,210,000	4,911,000	0	8,121,000	7,762,595	△ 358,405	
合 計	37,931,000	△ 22,522,000	0	15,409,000	15,409,100	100	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額								執行額	地方公営企業 法第26条第2項 の規定による繰 越額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額	小 計	地方公営企業法第 26条第2項の規定 による繰越額	合 計				
第1款 グループホーム事業費用	45,003,000	△ 22,581,000	0	0	0	22,422,000	0	22,422,000	22,419,948	0	2,052	
第1項 営業費用	45,002,000	△ 22,582,000	0	0	0	22,420,000	0	22,420,000	22,419,102	0	898	
第2項 営業外費用	1,000	1,000	0	0	0	2,000	0	2,000	846	0	1,154	
合 計	45,003,000	△ 22,581,000	0	0	0	22,422,000	0	22,422,000	22,419,948	0	2,052	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額						執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	4,000,000	△ 4,000,000	0	0	0	0	0	0	
第1項 一時借入金	4,000,000	△ 4,000,000	0	0	0	0	0	0	
合 計	4,000,000	△ 4,000,000	0	0	0	0	0	0	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執行額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業 法第26条の規定 による繰越額	継続費通次 繰越額	合 計		地方公営企業 法第26条の規定 による繰越額	継続費通次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 損益計算書

自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	22,419,102	グループホーム事業営業収益	7,646,505
委託料	17,987,000	グループホーム使用料	1,955,368
減価償却費	3,989,741	介護報酬	5,332,350
資産減耗費	439,983	その他営業収益	358,787
その他営業費用	2,378		
グループホーム事業営業外費用	846	グループホーム事業営業外収益	7,762,595
支払利息	846	他会計補助金	4,112,888
雑支出	0	長期前受金戻入	3,649,707
		雑収益	0
		当年度純損失	7,010,848
合 計	22,419,948	合 計	22,419,948

別表3

## 貸借対照表

平成27年3月31日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	41,307,556	固定負債	0
有形固定資産	41,153,556	借入金	0
建物	85,976,100	流動負債	0
建物附属設備	2,394,000	一時借入金	0
構築物	610,050	未払金	0
車両運搬具	0	繰延収益	34,844,732
工具・器具及び備品	6,479,555	長期前受金	79,919,155
減価償却累計額	△ 54,306,149	収益化累計額	△ 45,074,423
無形固定資産	154,000	(資本の部)	
電話加入権	154,000	資本金	10,000,000
		繰入資本金	10,000,000
流動資産	0	剰余金	△ 3,537,176
現金預金	0	資本剰余金	154,000
未収金	0	国庫補助金	0
		県補助金	0
		他会計補助金	77,000
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	△ 3,691,176
		前年度繰越利益剰余金	△ 7,640,416
		当年度純利益	△ 7,010,848
		その他の未処分利益剰余金変動額	10,960,088
資 産 合 計	41,307,556	負 債 ・ 資 本 合 計	41,307,556

## 固定資産現在高表

(単位：円)

資産の種類	年度当初現在高	期中増加額	期中減少額	下期末現在額	減価償却累計額	下期償却未済額
固定資産	100,013,565	0	4,399,860	95,613,705	54,306,149	41,307,556
有形固定資産	99,859,565	0	4,399,860	95,459,705	54,306,149	41,153,556
建物	85,976,100	0	0	85,976,100	46,643,349	39,332,751
建物附属設備	2,394,000	0	0	2,394,000	1,301,738	1,092,262
構築物	610,050	0	0	610,050	549,045	61,005
車両運搬具	692,945	0	692,945	0	0	0
工具・器具及び備品	10,186,470	0	3,706,915	6,479,555	5,812,017	667,538
無形固定資産	154,000	0	0	154,000	0	154,000
電話加入権	154,000	0	0	154,000	0	154,000
計	100,013,565	0	4,399,860	95,613,705	54,306,149	41,307,556

- ※ 建物は、定額法(22年間)で減価償却をする。
- ※ 建物附属設備は、定額法(8年間)で減価償却をする。
- ※ 構築物は、定額法(10年間)で減価償却をする。
- ※ 工具・器具及び備品は、受贈財産であるが、定額法(4年間～8年間。品目によって異なる。)で減価償却をする。
- ※ 車両及び運搬具は、受贈財産であるが、定額法(4年間)で減価償却をする。



平成26年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計決算と予算との対比表

収益的収入及び支出

収入 (単位：円)

款	項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1 グループホーム事業収益				15,409,000	0	15,409,000	15,409,100	100
	1 営業収益			7,288,000	0	7,288,000	7,646,505	358,505
		1 グループホーム使用料	グループホーム使用料	1,955,000	0	1,955,000	1,955,368	368
		2 介護報酬	介護報酬	5,332,000	0	5,332,000	5,332,350	350
		3 その他営業収益	その他営業収益	1,000	0	1,000	358,787	357,787
	2 営業外収益			8,121,000	0	8,121,000	7,762,595	△ 358,405
		1 他会計補助金	他会計補助金	4,471,000	0	4,471,000	4,112,888	△ 358,112
		2 長期前受金戻入	長期前受金戻入	3,649,000	0	3,649,000	3,649,707	707
		3 雑収益	雑収益	1,000	0	1,000	0	△ 1,000
収入合計				15,409,000	0	15,409,000	15,409,100	100

支出 (単位：円)

款	項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1 グループホーム事業費用				22,422,000	0	22,422,000	22,419,948	2,052
	1 営業費用			22,420,000	0	22,420,000	22,419,102	898
		1 委託料	運営委託料	17,987,000	0	17,987,000	17,987,000	0
		2 減価償却費	減価償却費	3,990,000	0	3,990,000	3,989,741	259
		3 資産減耗費	固定資産除却費	440,000	0	440,000	439,983	17
		4 その他営業費用	その他営業費用	3,000	0	3,000	2,378	622
	2 営業外費用			2,000	0	2,000	846	1,154
		1 支払利息	支払利息	1,000	0	1,000	846	154
		2 雑支出	雑支出	1,000	0	1,000	0	1,000
支出合計				22,422,000	0	22,422,000	22,419,948	2,052

## 資本的収入及び支出

(単位：円)

款	項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1				0	0	0	0	0
収入合計				0	0	0	0	0

(単位：円)

款	項	目	節	予算額	流充用額	現計予算	決算額	比較増減
1				0	0	0	0	0
支出合計				0	0	0	0	0

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成27年6月10日

伊勢市教育委員会  
委員長 畠中節夫

記

1 日時 平成27年6月16日(火)午後7時30分

2 場所 伊勢市役所東庁舎4階 第3会議室

3 会議に付する事件

議案第23号 平成27年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点  
検・評価」報告書(案)について

伊勢市選挙管理委員会告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 27 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2, 146 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17, 878 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35, 755 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107, 265 人

## 伊勢市公告第 34 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 27 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 申込期間

平成 27 年 6 月 3 日（水）から 6 月 16 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

### 2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

### 3 募集住宅及び戸数

#### (1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	单身	家賃 ※ 3
中村団地	中村町桜が丘 177 番地 1	P C 造 平屋建	1 階	2 K	1	○	5,000 円～ 9,900 円
倭 C 団地	倭町 40 番地 1	P C 造 5 階建	1 階	3 D K	1	×	17,400 円～ 34,200 円
倭隠岡団地	倭町 19 番地 1	R C 造 4 階建	3 階	3 D K	1	×	20,800 円～ 41,000 円

浦口団地	浦口4丁目 28番11号	R C造 3階建	2階	3DK	1	×	20,600円～ 40,400円
宮中横団地	浦口4丁目 32番37号	R C造 3階建	3階	2DK	1	○	17,700円～ 34,800円
二俣団地	二俣3丁目 10番12号	R C造 3階建	3階	2DK	1	○	18,500円～ 36,400円
二俣団地	二俣3丁目 10番12号	R C造 3階建	3階	3DK	1	×	23,100円～ 45,300円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	R C造 3階建	2階	3DK	1	×	22,800円～ 44,900円
竹ヶ鼻 第1団地	竹ヶ鼻町 98番地2	R C造 4階建	2階	2DK	1	○	17,000円～ 33,400円
大湊団地	大湊町 362番地1	P C造 3階建	2階	3K	1	○	9,800円～ 19,300円
旭団地	旭町49番地1	R C造 4階建	3階	3DK	1	×	22,400円～ 44,100円
西豊浜団地	西豊浜町 5440番地	P C造 平屋建	1階	3DK	1	×	7,800円～ 15,400円
西豊浜団地	西豊浜町 5437番地	P C造 2階建	1・2階 ※2	2DK	1	○	12,200円～ 24,000円
朝熊 第2団地	朝熊町 2602番地34	P C造 平屋建	1階	3K	1	○	8,000円～ 15,700円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※3
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	R C造 6階建	5階	2DK	1	○	20,400円～ 40,200円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 部屋は、2階構造となっています。

※3 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

(1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。

- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000円以下となります。

・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12箇月で除した額

- (6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、入籍ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3K以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

- (ア) 昭和31年4月1日以前に生まれた者
- (イ) 身体障害者（障害の程度が、1級から4級までの者）
- (ウ) 精神障害者（障害の程度が、1級から3級までの者）
- (エ) 知的障害者（障害の程度が、(ウ)の程度に相当する者）
- (オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正12年法律第48号）の

特別項症から第6項症までの者又は第1款症の者)

- (カ) 原子爆弾被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の認定を受けた者)
- (キ) 中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第2条第1項に該当する者)
- (ク) 生活保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に該当する者)
- (ケ) 海外からの引揚者(引揚げ後5年を経過していない者)
- (コ) ハンセン病療養所入所者等(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に該当する者)
- (カ) DV被害者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)による一時保護者若しくは保護終了日から5年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から5年を経過していないもの)

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60歳以上の単身世帯、いずれか一者が60歳以上の夫婦<sup>※</sup>のみの世帯又はいずれもが60歳以上である親族からなる世帯  
※ 夫婦・・・配偶者同士のみ(内縁関係者及び婚約者を含む。)
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯
- (ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯



## 5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要な事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2の申込場所に持参してください。

## 6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 平成 27 年 7 月 11 日 (土)

※ 受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時まで (時間厳守)

※ 入居抽選会及び説明会は、午後 2 時から午後 4 時 30 分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

## 7 入居時期

平成 27 年 8 月 1 日以降

## 8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市営住宅等管理事務所)

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 35 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 36 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、神社地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名

変更前 福 田 茂

変更後 神 生 修

## 伊勢市公告第 37 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊浜東まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 事務所の所在地

変更前 伊勢市東豊浜町 1453 番地

変更後 伊勢市東豊浜町 1458 番地 4

### 2 代表者の氏名

変更前 辻 井 真 一

変更後 河 邊 盛 男

伊勢市公告第 38 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、修道まちづくり会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名

変更前 佐 藤 紘 一

変更後 西 山 裕 司

伊勢市公告第 39 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、二見まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名

変更前 西 岡 勝 昭

変更後 高 山 誠

伊勢市公告第 40 号

公 示 送 達

下記の者の平成 26 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 6 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

## 伊勢市公告第 41 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 6 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 6 月 12 日

3 抑留期限 平成 27 年 6 月 19 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）



伊勢市監査委員公表第3号

平成26年度定期監査等結果（前期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年6月12日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 佐之井 久紀

定期監査等結果（前期）に対する措置状況

定期監査

【総務部】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措 置 状 況
職員課	<p>（１）定員管理計画の実施期間が終了し、職員数は目標数を上回り削減された。職員数減少による影響から時間外勤務時間数の増加、年次有給休暇の取得日数の減少等、職員一人ひとりに対する業務負担が大きくなっていると考えられるため、現状の業務量と定員数について検証を行い、効率的な業務を行うことができる対応を望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>平成 27 年 7 月に作成した「伊勢市職員の定員管理の基本的な考え方」に基づき、各所属に対するヒアリング等を行い、職場の現状を把握した上で定員管理を行っていきます。</p>
管財契約課	<p>（１）高額な物品調達の場合は、常にリースか現金一括払いかどちらが有利な方法かを検討されたい。</p> <p>（２）各部局における清掃や除草の契約において、時間単価で契約しているものが見受けられるため、業務の履行を担保とした契約に改めるよう指導徹底を望むものである。</p>	<p>（１）（２）「実施中」</p> <p>各々の業務内容等に応じた適切な事務処理について庁内に通知（平成 27 年 1 月 5 日付け管第 3324 号）するとともに、各所属からの相談等に対して随時指導を行っています。</p>
収税課	<p>（１）市税収納状況については、滞納処分の強化、三重県個人住民税特別滞納整理班への職員派遣等により、収納率が昨年度同月比 1.0 ポイントの増加となった。職員一同が収入未済額の縮減に努められたことを評価するものである。今後とも債権回収対策室等と連携を密にし、滞納処分の強化を図り、職員の専門的知識の向上に努められ、滞納者の実状を把握した上で、効果的な滞納整理策を積極的に進められたい。また、現行のコンビニ収納や口座振替</p>	<p>「実施中」</p> <p>引き続き、各関係機関と連携し、収納率の向上、滞納処分の強化を図るとともに職員の専門的知識の向上に努めていきます。また、税収の確保と税負担の公正を期すため、納期内納付を推進するとともに、より一層の収納率の向上及び収入未済額の縮減に努めていきます。</p> <p>なお、クレジット納付については、利便性の向上などのメリットがある反面、個人情報漏洩の懸念や、納付額が大きいと、相当のコスト増となります。新たな収納方法については、費用対効果を含め、幅広い観</p>

	の利用促進に向けての広報等を行い更なる周知に努めるとともに、クレジット納付等の新たな収納方法の研究を行い、自主納付・納期内納付の推進に努められたい。	点から、さらに検討を進めていきます。
--	--	--------------------

### 【情報戦略局】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措置状況
広報広聴課	（１）ふれあい出前トークについては広報いせやホームページでの紹介などで周知を図っているが、平成24年度が2回、平成25年度が4回、当年度も9月までで3回と実施回数が少ないと思われる。本事業は、直接市民へ市の施策や事業を紹介できる有効な機会であるため、事業の更なる周知に努め利用促進を図られたい。	「実施中」 市の施策や事業の説明及び意見交換会などについては、市長と語る懇談会や各部署における事業説明会などでも実施しておりますが、市民とまちづくりを考える機会を増やすために、今後も市施設へのチラシの設置やホームページなどを積極的に利用し、実施の周知に努めてまいります。

### 【環境生活部】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措置状況
戸籍住民課	（１）来年1月から戸籍住民関係窓口業務等を民間業者に委託するが、個人情報の保護については業者と保護策を十分に協議し、情報漏えいに対する細心の注意を払い、業務に遺漏のないように取り組まれることを強く望むものである。また、業務委託による効果が充分発揮されることを期待するものである。	「実施中」 個人情報の取扱いについては特記仕様書を設けており、この契約に基づき、個人情報保護体制の確立や、守秘義務の遵守と適切な管理体制の構築を求めています。 定例会（受託業者の責任者及び副責任者及び本市が出席）を月1回開催し周知徹底を図っています。 また、窓口案内人を配置するなど、市民サービスの向上に努めています。
環境課	（１）市営墓地管理手数料滞納繰越分の回収については、催告書の送付や訪問徴収など努力されているところであるが、滞納額の解消に向けての意識が職員間の共通意識とされ、より一層の効果的な滞納整理業務に取り組まれるよう望むもので	「実施中」 現在、滞納者への督促状・催告書の送付、電話での催促及び訪問徴収を行っております。また、納入通知書が返送された滞納者に対しては、住民基本台帳の情報により転居先を調査し、納付を促しているところがあります。

	<p>ある。</p> <p>(2) 市営墓地については、業務の合理化や経済性を考慮に入れ、民間に管理業務を委託するなど管理方法を検討されることを望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>市営墓地の管理業務について、日々発生する墓地清掃および見回り業務、埋葬・改葬時の立会いおよび埋火葬許可証等の收受業務は、全ての市営墓地で民間委託しています。なお、包括的な墓地管理業務委託については、他市町の状況等を参考にし、今後の研究課題としています。</p>
清掃課	<p>(1) 収集車の走行速度が時々速いの見かけるが、交通事故の原因に直結するため、再度、公用車の安全運転の励行に努めるよう職員に注意喚起されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>交通事故の防止については、朝礼・声かけのほか、シミュレーション診断により運転者の性格、運転態度、認知・処理機能、視覚機能などの特性を各自が把握し、意識の高揚を図っています。</p> <p>引き続き朝礼、声かけを行うほか、県交通安全研修センターでの安全運転研修を受講することなどにより、今後とも組織を挙げて交通事故の防止に取り組んでいきます。</p>

【健康福祉部】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措置状況
健康課	<p>(1) 介護予防係は8名の職員配置で、現在3名の職員が育児休暇中である。係の仕事の分担を見直して対応しているが、特定の職員に業務が偏ることのないよう業務分担の平準化に努められたい。</p> <p>(2) 来年4月からまちづくり協議会が全市域において立ち上がり、今まで以上に大規模な祭事や避難訓練の開催等が想定されることから、事故防止の観点から、AEDの無料貸出しができることの更なる周知をされたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>介護予防係の業務に限らず、各係の仕事の分担を見直しながら、限られた職員の中で業務分担の平準化を進めています。</p> <p>「実施中」</p> <p>AEDの無料貸出しについては、「広報いせ」での全体周知とともに、地域全体でまちづくり活動に取り組んでいる協議会等へも個別に周知します。</p>

医療保険課	<p>(1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理については、債権回収対策室のほか同課題を抱える部署と連携を図り、徴収一元化に取り組むなど業務改善に努められているが、更に効果的な回収策を職員間の共通認識として研究し、回収率の向上に努力を願うものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、債権回収対策室のみならず、徴収一元化による関係部署との一層の連携を図り、収納率向上に向け業務の改善を進めています。</p> <p>また、債権管理・徴収の基本指針に基づき、これまで実施できなかった滞納処分についても執行手続きを進めます。</p>
介護保険課	<p>(1) 介護保険料の滞納整理については、債権回収対策室のほか同課題を抱える部署と連携を図り、徴収一元化に取り組むなど業務改善に努められているが、更に効果的な回収策を職員間の共通認識として研究し、回収率の向上に努力を願うものである。</p> <p>(2) 職員数が増員されているにもかかわらず、時間外勤務が増加しており、その成果がでていない。今後の業務の見直し、仕事の配分等を考え、時間外勤務の削減に努められたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>滞納整理については、納付に応じない滞納者を債権回収対策室に移管することで、厳正に対処するように努め、また徴収一元化による関係部署との一層の連携を図り、収納率向上に向け業務の改善を進めています。</p> <p>「実施中」</p> <p>職員を増員し体制を整えたため、事務の円滑化が図られ、昨年度後半からは時間外勤務は減少しています。しかしながら、平成 27 年度より介護保険制度が大幅に改正され、業務内容が大きく変わったため、業務の増加が見込まれています</p> <p>時間外業務が担当等に偏ることのないよう、現行業務の内容及び配分を見直し、時間外の削減に努めます。</p>
生活支援課	<p>(1) 高齢化や雇用情勢の悪化等により、全国的に生活保護受給世帯が増加傾向にあると言われている。しかし、当市においては当年度は増加していない現状である。生活保護受給者の自立・就労支援について関係機関とも連携を図りながら就労指導等を積極的に推進されることを望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>本市における生活保護世帯の状況は、平成 26 年度末現在において 975 世帯 1239 人であり、25 年度に比較して 9 世帯 21 人の減となりましたが、顕著な増加を示し始めた 21 年度以来の高い保護率を推移している状況です。受給者世帯のタイプを見ると、「その他世帯」(就労阻害要因のない稼働年齢層)の増加傾向が著しく、26 年度にも 25 年度に続いて 100 世帯を超えておりま</p>

		<p>す。これに対してハローワークとの連携等による「生活保護受給者等就労支援事業」及び就労支援員による就労支援により、支援対象者 113 名中、89 名が就労し、内 12 人が就労により生活保護から脱却しました。平成 26 年度は、これとは別に生活困窮者自立促進支援モデル事業として、就労準備支援及び就労訓練モデル事業も実施したところであり、今後もさらなる事業推進に取り組めます。</p>
こども課	<p>(1) 保育料の収入未済額については、滞納理由を十分精査し、きめ細やかに対応するとともに悪質な滞納者に対しては厳しい姿勢で対応し、未収金の削減に努力されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>保育料の滞納については、初期催告に重点を置き、滞納の新規発生を抑制します。また、納付催告の中で滞納理由を聴取し、分納等の相談に応じているところです。悪質な滞納者に対しては、債権回収対策室と連携して保有財産等を把握し、差押等の法的処分を行い、一層の未収金回収に努めます。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措置状況
商工労政課	<p>(1) 伊勢商工会議所、小俣商工会の各種補助金、商店街活性化に係る各種補助金について、常に費用対効果について検証されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>伊勢商工会議所、小俣町商工会に対する補助金については、特に中小事業者の経営基盤強化に繋がるように伊勢商工会議所、小俣町商工会と連携を密にし、効果的な支出に努めます。</p> <p>また、商店街の活性化に係る補助金に対しては、空き店舗情報などを積極的に発信するなど関係団体に促し、効果的な補助金の支出に努めます。</p>
産業支援課	<p>(1) 各種のセミナー、技術講習会、講座等を開催しているが、参加数の少ないセミナー等については、各層の産業人に魅力のあるテーマや講座を設けるなど工夫に努め、参加者が少ない講座等については、閉講す</p>	<p>「実施中」</p> <p>参加者数の少ないセミナー等については、指定管理者に対して、参加したいテーマや内容を設定したり、開催時期・時間の変更をしたりするなど、参加者が増えるように随時見直しを指導しています。</p>

	<p>ることも検討するよう望むものである。</p>	<p>また、参加者が少ない講座のうち、漆芸室を使用して実施する講座（伊勢春慶塗教室・漆芸講座）については、受け入れ人数に限りがあり、多数の受講者に対応できません。そのため、できるだけ多くの方が受講できるような工夫をするなど、見直しを進めていきます。</p>
<p>観光企画課</p>	<p>(1)平成26年度末に策定した「伊勢市観光振興基本計画」の中で、目標年次の平成29年の神宮参拝客を800万人としている。また、これまでの伊勢市の観光を計る指標としては、神宮参拝数のみであったが、計画では、「伊勢・二見宿泊者数」、「観光消費額」などの4つの新しい指標を加え、量、質、持続可能性の観点から総合的評価できるように試みがされている。6つの基本方針と5つの評価指標を軸として、各関係団体と緊密な連携を図り、計画が達成されることを望むものである。</p> <p>(2)市内観光周遊バス「参宮コース」のスカイラインルートについては、乗車数が少ないように思われるため、本年度の乗客の推移を見て、費用対効果について検証をされ、運行存続の是非について検討を願いたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>関係団体等と連携をとりつつ、計画に定めた目標値の達成に向け、各事業を実施中です。</p> <p>「検討中」</p> <p>遷宮後の観光振興には、観光客の市内周遊性を高めることが必要になります。そのためには2次交通の存在が必須です。</p> <p>また、遷宮後の観光資源の磨き上げという点において、朝熊山は有望な資源であると考えられます。</p> <p>費用対効果の問題は十分意識しつつも、「参宮バス」スカイラインルートに関しては、まずは乗降者数の増加を目指したいと考えています。</p> <p>運行本数の増加、他の交通機関との接続、運行経路の見直し、他の事業との連携等により利便性を向上させられるよう、運行事業者とともに改善を検討中です。</p>

観光事業課	<p>(1) 観光企画課策定の「伊勢市観光振興基本計画」の達成に向けて、観光企画課との連携を今以上に緊密に行い、スポーツ観光の推進や観光客の受入体制の拡充等に努められるよう望むものである。</p> <p>(2) 負担金についてはその目的ごとに精査し、余剰金があれば戻入されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>観光企画課との連携を緊密に行い、スポーツ観光の推進や観光客の受入体制の拡充等に努めます。</p> <p>「措置済み」</p> <p>負担金については、その都度精査を行い、余剰金がある場合は戻入、または翌年度に精算金として収入をしています。</p>
-------	---	---

【市立伊勢総合病院】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措 置 状 況
医療事務課	<p>(1) 診療費の未収金については、クレジットカードでの料金決裁、支払督促を申し立てるなど未収金発生の防止及び回収に努力されているところであるが、なお一層の回収に取り組まれるよう望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>今年度は、市の債権回収対策室を交え、市の私債権を徴収管理する他部署と意見交換、情報共有を行いました。</p> <p>また、県内他病院の債権回収に実績がある法律事務所に、債権回収業務を委託する準備をすすめ、平成 27 年 1 月 8 日に契約を締結しました。</p>
経営企画室	<p>(2) 医師の確保については、医師奨学金制度及び奨学基金を創設し、病院長自らがトップセールスに努めるなど鋭意努力をされていることは評価するところである。</p> <p>また、看護師の確保においては、新たに三重県立看護大学特別選抜試験推薦入学制度を利用するなど努力が視われる。</p> <p>医師・看護師の確保は、地方病院における全国的な問題であるが、さらに病院職員一丸となって確保対策に努力されることを望むものである。</p>	<p>「実施中」</p> <p>医師確保については、平成 24 年度に新たに医師奨学金制度及び奨学基金を創設し、早期からの人材確保に努めるとともに、従来の大学医学部への働きかけやホームページ、フェイスブック等を活用した情報発信、病院紹介イベント等への参加、病院見学者の受け入れ等を積極的に行っています。</p> <p>特に初期研修医の確保については、三重大学医学部附属病院の協力病院として、卒後臨床研修制度により、平成 26 年度は 5 名、平成 27 年度は 4 名を確保することができました。</p> <p>更に、三重大学をはじめとする寄附講座</p>



		<p>の設置や研修先病院に選んでもらえる病院づくりに努めています。</p> <p>看護師確保についても、従来の看護師奨学金制度の活用、職場環境の改善により、優秀な人材の確保、定着を図っています。また、三重県立看護大学特別選抜試験地域推薦入学制度を利用し、看護師の確保に努めています。</p> <p>なお、上記等の取り組みにより、平成 27 年度は 12 名の採用を決定しました。</p>
--	--	---

随時監査（工事監査）

【勢田配水池増設工事】

所管課等	監査結果（前期）（意見）	措 置 状 況
上水道課	<p>（1）特記仕様書の記載内容が標準的で一般的な記述となっているため、施工業者との綿密な事前協議や監督員の指示により設計意図を確認しながらの施工が必要となっている。今後、発注する工事の特記仕様書については、当該工事を施工する上で特に配慮すべき事項に絞って抽象的な表現は避け、より具体的な記述とされることが望ましい。</p> <p>（2）設計内訳書については「上段－変更前」、「下段－変更後」と記述されているが変更がない場合には上段記述が省略されている。今後、第三者が閲覧する場合も想定して誤解を受けないように記載方法に配慮されたい。また、一部単価表の摘要欄に誤表記が見られる。これらはいずれも、軽微なミスであるが照査の場合などにも分かりやすい設計図書の作成に努められたい。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>工事の特記仕様書については、具体的な記述を取り入れていくこととしました。</p> <p>「措置済み」</p> <p>設計変更がない場合も、上段記述をするように改善しました。</p>

	<p>(3)配水池屋根部の雨水排水処理については4ヶ所のピラスター部付近からの排水であるが、雨水滞水なく適切に排水処理されていることを念のため確認されたい。</p> <p>(4)今後工期末に向けて流入管路の敷設や緊急遮断弁室関連工事などの工程が混み合ってくるため、諸工事の日々の確認事務と併せて書類の整理事務も同時に行うことで抜け落ちのないように留意されたい。</p> <p>(5)異常気象などによる予測し難い事態も想定されるので、常に施工箇所の整理整頓に努められたい。</p> <p>(6)施工場所は、住宅地の生活道路の最奥部である。残る工期についてもこれまで同様に細心の注意を払い交通誘導員を適切に配置して地域の交通安全に配慮されたい。</p> <p>(7)隣接地権者との境界立会のための工期延期や、仮設舗装工の追加のための設計変更を行っている。設計時点での現場調査では予測し難い面はあるが、今後工事発注される際は事前の現地調査を十分に行い可能な限り設計に反映されたい。</p> <p>(8)設計図面については設計内容から見てもかなりのページ数が見込まれる。電話による確認協議の際などのミス防止の観点からも目次を作成し勘違いミスの防止を図ら</p>	<p>「措置済み」 雨水排水処理については、雨水の滞水でないことを確認済みです。</p> <p>「措置済み」 諸工事の打合せ確認を徹底して、書類管理事務も同時に行うことで抜け落ちのないように努めました。</p> <p>「措置済み」 施工箇所の整理整頓を実施しました。</p> <p>「措置済み」 地元自治会の方々や周辺の他工事業者とともに連携して交通安全に留意して工事を進めました。</p> <p>「実施中」 事前の現地調査の結果を、設計に反映するよう努めています。</p> <p>「実施中」 設計図面が10ページ以上の設計書について、目次を作成して電話確認作業の簡略化・勘違いミス防止に努めています。 また、記述誤りや記載漏れ防止の観点か</p>
--	--	--

<p>りたい。また今回の図面については若干の記述誤りや記載漏れが見られた。安全で正確かつ手戻りのない施工を実施する上では設計図面の正確性が重要となる。今後の発注にあたっては設計図面のより慎重な照査をお願いしたい。</p>	<p>ら設計積算システムへの記載事項の統一を図りました。</p> <p>設計図書の照査については、チェック方法を見直し正確な設計図書作成に努めています。</p>
--	--

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

平成 27 年 6 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

平成 26 年度における公文書公開請求件数は、99 件でした。

(単位：件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求	21	11	6	14	10	12	8	4	4	0	5	4	99

2 公文書公開請求者別状況

平成 26 年度における公文書公開請求者数は、53 人でした。

3 公文書公開請求の実施機関別状況

平成 26 年度の公文書公開請求状況を実施機関別に見ると、市長 74 件、教育委員会 13 件、消防長 12 件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市長	総務課	1	教育委員会	13
	職員課	4	消防長	12
	管財契約課	1		
	課税課	3		
	広報広聴課	16		
	市民交流課	1		
	戸籍住民課	3		
	環境課	1		
	農林水産課	18		
	監理課	1		
	都市計画課	8		
	交通政策課	2		
	基盤整備課	3		
	維持課	3		
	用地課	1		
	料金課	1		
	下水道建設課	7		
計 (17課)	74	計	25	
合		計		99

#### 4 公文書公開請求の決定状況

##### (1) 決定状況

公文書公開請求に対するその決定状況は、公開 25 件、部分公開 69 件、非公開 1 件、請求却下 23 件、取下げが 1 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があるので、請求件数より多くなっています。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	小計	取下げ	合計
件 数	99	25	69	1	23	118	1	119

##### (2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

非 公 開 理 由	部分公開	非公開	請求却下 (拒否)	合計
個人情報（第9条第1号）	39	1	X	40
法人等情報（第9条第2号）	20	0		20
国等との協力関係情報（第9条第3号）	0	0		0
意思形成過程情報（第9条第4号）	0	0		0
事務事業の執行情報（第9条第5号）	5	0		5
公共の安全、秩序維持情報（第9条第6号）	4	0		4
任意提供情報（第9条第7号）	11	0		11
合議制機関情報（第9条第8号）	3	0		3
法令秘情報（第9条第9号）	1	0		1
請求拒否（第12条）	X	X	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			23	23
合 計	83	1	23	107

#### 5 不服申立ての状況

公文書の公開請求に対し実施機関が行う諾否の決定に対し、不服申立てができるようになっていますが、平成 26 年度の不服申立ては 8 件でした。

(単位：件)

前年度 からの 繰越件数	新規の申 立て件数	処理件数				未処理 件 数	申立ての 取下げ
		認容	一部認容	棄却	却下		
0	8	0	0	7	0	0	1

#### 6 審査会の処理状況

平成 26 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問は 7 件でした。  
 (単位：件)

前年度からの繰越件数	新規の諮問件数	平成26年度審査会処理件数				未処理件数	諮問の取下げ
		認容	一部認容	棄却	却下		
0	7	0	0	7	0	0	0

伊勢市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢市条例第 20 号）第 30 条の規定に基づき、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における個人情報の開示等についての実施状況を次のとおり公表します。

平成 27 年 6 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

平成 26 年度における実施機関からの届出件数は 21 件でした。

(単位：件)

実施機関名	件 数
市 長	13
教育委員会	6
議会事務局	2

2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。平成 26 年度における事務の廃止の届出は 12 件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止
市 長	9
教育委員会	3

3 実施機関別の登録

平成 26 年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、517 件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

実施機関名	件 数
市 長	402
教育委員会	59
病院事業管理者	12
選挙管理委員会	5
監査委員	2

農業委員会	4
消防長	28
議 会	5
合 計	517

#### 4 個人情報開示、訂正、削除及び中止の請求等

平成 26 年度における個人情報開示請求件数は 16 件でした。訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	1	1	0	0	4	0	4	2	0	0	4	0	16

なお、開示請求の実施機関別状況は以下のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名	件数
市 長	課税課	1		
	収税課	2		
	戸籍住民課	8		
	医療保険課	3		
	介護保険課	2		
	計 (5 課)	16	計	
合 計				16

#### 5 個人情報開示請求者別状況

平成 26 年度における個人情報開示請求者数は、10 人でした。  
その状況は、次のとおりです。

請求者別状況 (単位：人)

本 人		9
代理人	未成年者	1
	成年被後見人	0
	特別の理由	0

#### 6 開示請求の決定状況

##### (1) 決定状況

個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示 2 件、一部開示 11 件、請求却下 4 件でした。

なお、1 件の請求に対して複数の決定をする場合があるので、請求件数より多くなっています。



(単位：件)

区 分	請 求	開 示	一部開示	請求却下
件 数	17	2	11	4

(2) 一部開示・請求却下理由別内訳

一部開示、請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1件の請求に対して複数の理由のものがあります。

(単位：件)

不 開 示 理 由	一部開示	請求却下	合計
法令秘情報（第15条第1号）	0	X	0
評価、診断等情報（第15条第2号）	0		0
第三者の個人情報（第15条第3号）	11		11
国等協力関係情報（第15条第4号）	0		0
審議、検討、調査等情報（第15条第5号）	0		0
行政運営情報（第15条第6号）	4		4
公共の安全、秩序維持情報（第15条第7号）	0	X	0
その他の情報（第15条第8号）	0		0
請求対象とならない情報	X	0	0
個人情報特定不可能		0	0
個人情報不存在		4	4
合 計	15	4	19

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、平成26度における目的外利用の届出は32件、外部提供の届出は91件でした。その状況は次のとおりです。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外 部 提 供	計
市 長	31	86	117
教育委員会	1	0	1
消防長	0	5	5
合 計	32	91	123

(2) 目的外利用等の根拠

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(単位：件)

本人の同意を得ているとき	12
法令等に定めがあるとき	106
公表された事実であるとき	0
緊急かつやむを得ないと認めるとき	0
相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたとき	3
国等への提供で、事務の性質上やむを得ないと認めたとき	87
審査会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき	2

#### 8 不服申立ての状況

個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する決定に対して、不服申立てができるようになってはいますが、平成 26 年度の不服申立てはありませんでした。

#### 9 審査会の処理状況

平成 26 年度に伊勢市情報公開・個人情報保護審査会への諮問はありませんでした。